

第72回 横浜市屋外広告物審議会議事録	
議 題	審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について 報告事項 業務実績について
日 時	令和6年2月29日(木) 午後2時00分から3時36分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7
出席者 (敬称略)	委 員：小泉 雅子、高橋 晶子、泉 路代、内田 裕子、木伏 慎治、齋藤 和雄、田中 喜芳、 中谷 忠宏、平野 周二 事務局：榊原 純(都市整備局地域まちづくり部長)、石井 聡(都市整備局景観調整課長) 関係局：松井 綾子(都市整備局都心再生課担当係長) 事業者：株式会社横浜DeNAバイスターズ 株式会社横浜スタジアム
欠 席 者 (敬称略)	委 員：小池 正幸
開催形態	一部公開(傍聴者なし)
決定事項	本諮問について了承し、決定した。
議 事	<p>(事務局) 石井景観調整課長</p> <p>それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これより第72回横浜市屋外広告物審議会を始めさせていただきます。私は、都市整備局の景観調整課長をしております石井と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>初めに、3点確認させていただきます。1点目ですが、配付資料につきまして確認願います。お手元に次第と委員名簿、座席表、クリップ留めで右上に審議事項と記載された資料、ホチキス留めで報告事項と記載された資料があるかと思えます。ご確認ください。不足している場合はお知らせ願います。</p> <p>2点目につきまして、本審議会において議論、発言された内容は、後日、発言要旨と、出席者名が記載された議事録をホームページで公開いたしますので、ご了承願います。加えて、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音させていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>3点目です。本日はハンドマイクを使用しておりますので、発言される際は挙手の上、ハンドマイクを受け取っていただきご発言をお願いします。また、ハンドマイクの受け渡しにご協力いただけるとありがたいです。</p> <p>現在、傍聴者がいない状態ですので、このまま進めさせていただきます。資料の2枚目の名簿のとおり、新たに、同じく横浜市町内会連合会委員の平野周二委員にお引き受け願いました。それでは、一言ご挨拶いただけますでしょうか。</p> <p>(平野委員)</p> <p>ただいま紹介いただきました平野周二です。よろしくお願いたします。去年の8月に西区の連合町内会の会長になって、横浜市連会に出席いたしましたけれども、こういう役目を仰せつかるとは夢にも思っていなかったので、大変だと思っておりますが、よろしくお願いたします。</p> <p>(事務局) 石井景観調整課長</p> <p>ありがとうございます。では、ここからは小泉会長に進行をお願いいたします。</p> <p>(小泉会長)</p> <p>皆様、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。議長を務めます小泉でございます。本日も活発な審議ができますよう、皆様、ご協力をお願いいたします。</p> <p>まず、事務局より、審議会の成立についてご報告をお願いいたします。</p> <p>(事務局) 石井景観調整課長</p> <p>審議会の成立についてご報告いたします。本日は、小池委員がご欠席されると事前にご連絡を頂いておりましたので、現時点で9名のご出席を頂いております。横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づきまして、半数以上の出席をもって審議会は成立しております。</p> <p>(小泉会長)</p> <p>次に、会議の公開・非公開についてです。審議事項に入る前に、各案件についての会議の公開・非</p>

公開の是非について、委員の皆様にお諮りします。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 石井景観調整課長

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づきまして、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定することができるかとされています。これを踏まえまして、事務局より意見を申し上げます。審議事項は、一般公開前の情報を含み、事前に公開されることで、想定している広告効果や利益が大きく損なわれてしまうことから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号アに規定する、申請者の利益を害するおそれのあるものに該当し、非開示情報として非公開とすべきと考えます。その他の事項については、特に非公開にすべき内容はございません。説明は以上でございます。

(小泉会長)

ただいまの事務局の説明を受けまして、審議事項を非公開とし、それ以外については公開とすることにご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

よろしいですか。では、特にご意見がないようですので、そのとおりの扱いとしたいと思います。

審議事項

横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

(小泉会長)

続きまして、次第(2)審議事項、横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例に移ります。まず、審議事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 石井景観調整課長

こちらから、審議事項の資料によりまして、横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例についてご説明させていただきます。右上に審議事項と書かれた資料をご覧ください。

(審議事項について資料に基づき説明)

(小泉会長)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言がありましたらお願いいたします。

(事務局) 石井景観調整課長

事務局から補足説明です。今回は、仮のデザインで諮らせていただきましたが、仮のデザインでは審議が難しいのではないかとご意見を受けまして、事業者の方々と調整し、今回は確定したデザインをここに示させていただいているところです。

(小泉会長)

補足ありがとうございます。ほかにご質問やご発言はありませんでしょうか。田中委員、お願いいたします。

(田中委員)

屋外広告物審議会の委員という立場とベイスターズの熱烈ファンという立場の両面から意見というか要望が混ざってしまうかもしれませんが申し上げます。実は今日もベイスターズのピンバッジをつけてきました。60年以上、大洋ホエールズの時代からのファンですから今年で65年のファンになります。今、事務局からもご説明があったように去年まではイメージ写真だったので、審議するほうとしても最終的な責任を持っていない中での意見を申し上げておりました。しかし今年はこれでいくという資料を頂いたので安心してオーケーが出せるというのは大きな前進だと思っています。

もう一つは、これは要望ですが、事務局からお示しいただいた理由の中に「地域経済活性化とまちづくりに関すること」等を連携し協力するということがあるので、地域経済の活性化というのが大きな要因だとすると、やはりベイスターズには勝っていただきたい。去年は、最初はよかったけれども、そのうち3位まで落ちてきてしまったので、今年はずっと初めから終わりまで首位を独走してぜひ優勝していただきたいと思います。だからこそ、これが地域経済活性化に結びつくので、全くファンとしてだけの意見ではないということをお願いいたします。よろしく申し上げます。以上です。

(株式会社横浜DeNAベイスターズ)

ありがとうございます。私は横浜DeNAベイスターズの飯島と申します。田中委員からは毎回、ベイスターズに対してのご意見を頂戴しているかと思っています。おっしゃるように、ベイスターズが地域経済に与える影響みたいなものは我々も重々認識しておりますし、大事なことだと思っております。

す。当然、成績がよければ我々の事業としても成長にダイレクトにつながるものですので、これは我々も目指しているところでございます。ただ、優勝どうこうに関しましては何とも言えないところがありまして、私も今の時点では来年は優勝すると思っていますし、その準備を既に行っています。ただ、これは蓋を開けてみないと正直なところ分かりませんので、ぜひ皆様の応援を引き続きお願いできたらと思っていますところす。

(田中委員)

期待しています。

(株式会社横浜DeNAベイスターズ)

よろしくお願いします。

(小泉会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方からご発言はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。ベイスターズの活躍が横浜市のいろいろなことにとっても大きな影響を与えるということが確認できるようなやり取りだったなと思いました。私も委員になってから毎回この案件が出てくるのを拝見していますので、今年の活躍を楽しみにしています。

(株式会社横浜DeNAベイスターズ)

ありがとうございます。

(小泉会長)

それでは、ほかに質問はないご様子ですので、本件については了承するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは、本件につきましては以上といたします。

以上で、諮問事項は終了となります。ただいま行われました決定に基づき市長に答申の必要がありますが、案文の調整は会長に一任願いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

報告事項

業務実績について

(小泉会長)

それでは、続きまして、次第の(3)報告事項、業務実績に移ります。こちらについて事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 石井景観調整課長

よろしくお願いします。報告事項の業務実績についてご報告いたします。右上に報告事項と書かれた資料をご覧ください。

(報告事項について資料に基づき説明)

(小泉会長)

ご説明ありがとうございます。説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。業務実績について発言がありましたらお願いしたいのですが、とても多岐にわたっていましたので、少し区切りをつけながら。最初にまず、このホチキス留めの資料の最初のページに掲載されていました、1番の屋外広告物の許可及び届出件数、2番の屋外広告業の登録申請及び届出件数、3番の路上違反広告物の除却実績という、この3件のご報告につきまして、何かご発言やご意見などありましたらお願いいたします。どうぞ。

(齋藤委員)

神奈川県広告美術協会の齋藤と申します。一番上の許可及び届出件数の表の中で、大体ほとんどの項目が例年並みになっていると思いますが、1つ、変更届出だけ多めになっています。横浜市さんのほうで何かこれの原因として思い当たるようなことはありますでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

原因の一つとして、今年度途中でKアリーナが開業し、様々なイベントが実施される中で、イベントにあわせて表示内容を変更するための変更届出がかなり増えているなど。それだけではないかもしれませんが、影響はあるかと思っています。

(齋藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(小泉会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。では、この1、2、3について、もしまた何かありましたら、後ほどお願いいたします。

次の2ページ目で、丁寧にいろいろご説明いただきました、4のイベント広告物協議制度の運用実績について、ご発言がありましたらお願いいたします。泉委員、お願いいたします。

(泉委員)

委員の泉と申します。イベント広告物協議制度についてもう少し詳しく知りたいと思ひまして、ご質問させていただきます。まず、最初にご説明のありました要件の主体に関わるところで、行事、催物等の主催者が次の各号のいずれかに該当することとして要件が定められているかと思うのですが、こちらについては、先ほどのご説明ですと、ご紹介のありました12個は全て該当しているイベントになるというお話だったかと思ひます。そうしますと、横浜市とか書いていないものについては、どんな形で該当しているのかというのを少し具体的に知りたいと思ひたのですが、例えば、市が主体的に参加する実行委員会に該当するようになっているのか、もしくは、市が開催について推薦している団体になっているのか、そのあたりで該当しているのでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

いろいろ重なって要件を満たしているものもありますが、例えばSEASIDE CINEMA 2023実行委員会、今回は横浜市の政策局が後援しております。開港祭は……

(中谷委員)

横浜開港祭協議会というのは、横浜市と、横浜観光コンベンションビューロー、横浜青年会議所、横浜商工会議所で作っている協議会です。

(事務局) 石井景観調整課長

3番の七夕協会は、横浜市子ども青少年局の後援を受けて実施しております。株式会社ポケモンにつきましては……

(事務局) 榊原地域まちづくり部長

主催は民間事業ですが、本市と協定を結んで実施しました。

(事務局) 石井景観調整課長

それから、サマーコンファレンスは。

(事務局) 榊原地域まちづくり部長

これは公益法人ですね。

(事務局) 石井景観調整課長

5番は公益法人。6番は横浜市。7番のエリアマネジメントというのは。

(事務局) 榊原地域まちづくり部長

これは横浜市都市整備局後援ですね。

(事務局) 石井景観調整課長

後援ということ。8番は、横浜市の外郭団体である横浜みなとみらい21が主体的に参加する実行委員会ということ。9番は横浜市。10番は、実行委員会に市が主体的に参加している。11番というのは。

(事務局) 榊原地域まちづくり部長

これは公益法人ですね。

(事務局) 石井景観調整課長

12番は横浜市です。

(泉委員)

ありがとうございます。次に、広告を設置する期間と時間というところで、こちらはただし書を適用して少し長めにしているものもあるというお話だったのですが、要件を見ますと、7日以内という基準と、もしくは1年以内として1日当たり10分以内。ただし、原則10分以内という書き方にはなっているのですが、7日を超えるものにつきましては10分に近いものというイメージなのか、もしくは時間も超えているのか、そのあたりを少し具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

今年度実施されたもので、設置する期間と時間を超過したもののうち、10分に近いレベルのものはありませんでした。例えば、ポケモンの世界大会では、先ほどのピカチュウの広告塔もある意味一日中表示しているわけですので、10分を大きく超過しています。

(泉委員)

ありがとうございます。例外の適用は協議制度の中で定められていることですので、もちろん認められていく余地があるものだと思うのですが、例外を認め始めた場合にどこまで認めてよいのかという問題が、当初基準を定めた趣旨とも照らして、これから少し積み上げで検討していかなければならないのではないかと感じました。例えば、7日間で8日になるとか、10分が15分になるとか、そういったレベル感の例外の認め方なのか、あるいは、原則7日としていても、3か月、4か月と超えていくものも実際はあるというふうになるのかによっても、少し違うように思います。これは、基準の立て方にも関わってくるかと思いますが、今後の課題になってくるのではないかとというのが私の意見です。

もう一つは、どこまで認められるのかというのを現状で何の要件で判断していくのかということころは、現在の問題として考えていく必要があると思います。ただし書の要件は、頂いた黄色い冊子の中に協議基準というものが掲載されているかだと思います。84ページになりますでしょうか。委員の皆様、84ページを開いていただきますと、数字の2のところが基準でして、この基準を読みますが、「条例第10条第4項により定める基準。協議の成立に必要な基準は、次のとおりとする。ただし、まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない」、このただし書が例外の基準に当たると理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

そのとおりです。

(泉委員)

ここに書かれている基準は、まちの活性化と良好な景観の形成に寄与すると特に認めるということですので、恐らくこの基準はまず判断して、今回の例外を認めるかどうかの検討をされたかと思うのですが、これは批判的なわけではなくて、これだけかということをお伺いしたいのです。もともとこの条例第10条第4項に戻りますと、通し番号29ページで「市長は、前項の協議の成立に必要な基準（以下「協議基準」という。）を定めるものとする」と前項を受けた形で基準が定められております。この協議制度自体は3項に書いておまして、「前項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域内において、活力ある街並みの形成又はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等であり、かつ、その表示又は設置の期間又は時間が限られることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる場合で、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者と市長との協議が成立したときは、第6条第1項、第7条及び第16条第1項の規定の適用を除外し、当該者は、前条第1項の許可を受けたものとみなして、この条例の規定を適用する」とありますので、この基準を定める前提として、要件的なものとしてここに書かれている良好な景観、風致を害さない、または公衆に対する危害を及ぼさないといったようなことも考慮要素になってくるのではないかと考えましたが、いかがでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

おっしゃるとおりでございます。今、委員に言っていたように、今読み上げていただいた適用を除けるものは、第6条第1項の禁止地域、第7条の禁止物件、第16条第1項の大きさなどの基準です。そのため、安全とかそういったことについては、それを守った上で適用していくことになると思います。例えば8条ですね。皆さんご覧になっている28ページに第8条がありまして、この第8条は、今回のイベント広告物協議制度でも適用を除外しておりません。「形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物等は、表示し、又は設置してはならない」。今回のイベント広告物協議制度のただし書でもこれはもちろん適用を除外していませんので、そのあたりは十分気をつけて運用しております。

(泉委員)

ありがとうございます。第10条第3項のところでの問題意識なのですが、第6条第1項と第7条と第16条第1項の規定を除外するということが、第8条は除外されないということですので、先ほど引用いただきました第8条第1項、第2項特に第4号の「道路交通及び海上交通の安全を阻害するおそれのある広告物等」は除外されないということになるのでしょうか。そうすると、日程や時間の長さなどを例えば午後10時までにするとか、そういったことの例外を認めるかどうかのときには、総論に戻りまして、これら除外されていない部分の要件を満たしているかですとか、あとは、第10条3項にあるような、公衆に対する危害を及ぼすような長さになっていないかとか、そのあたりも要件に入っていくながら例外を認めていくという理解で間違っていないでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

おっしゃるとおりでございます。

(泉委員)

そうしますと、今、例外適用しているところはかなり詳細にご説明いただきまして、それ以外は、先ほどのただし書は全体に係るもののように書いてあるものの、例外を認めているのは、先ほどの総則に戻った中で問題がないもので、現在のところはご説明にあった部分に限るという理解で運用されていると、そういったことになるのでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

おっしゃるとおりです。

(泉委員)

ありがとうございます。以上です。

(小泉会長)

ありがとうございます。泉委員からの条例等を確認しながらのご質問で、理解がとても深まった気がいたしました。ほかにご発言がございましたらお願いいたします。

(田中委員)

今の泉委員のご質問に関連ですが単純な質問です。いろいろ事前相談があると思うのですが、具体的な事例は結構ですけれども、実際に持ち込まれた中で、どうしても例外の基準にも合わないからといって却下というか、駄目になった事例は実際にあるのでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

実際に私どものところでお断りしたことはないと思いますが、私どものところに来る前段のところ、例えば、にぎわいスポーツ文化局とか、政策局とか、そういったところと相談している中で、その局もイベント協議制度の内容を分かっていますので、これはとても無理じゃないかみたいな形で、その段階で却下された案件はあるかもしれません。

(田中委員)

ありがとうございます。

(小泉会長)

ありがとうございます。ほかにもこのイベント広告物協議制度についてご発言ございませんでしょうか。

では、またもし思い出しましたら戻ってご発言いただくということで、4ページ目の安全点検まち歩きのご報告についてご発言ありますでしょうか。お願いいたします。

(齋藤委員)

私たち神奈川県広告美術協会と横浜市さんと一緒にやらせてもらっている取組なのですが、何年も継続してやっていて、左側の写真を見ていただくと、左側に座っている2名の方が商店街の方です。右側に4人並んでいて、このほかにもう一人いたのですが、5名が我々の協会、あとは横浜市さん。このときは2名ぐらいでしたか。

(事務局) 石井景観調整課長

横浜市は2名で、私ともう一人です。

(齋藤委員)

ですよね。要するに、本当はもっと商店街の方に、お仕事なので忙しいのは重々分かるのですが、なるべく商店街さんが忙しくない曜日、月曜日とかが多くて、そういう曜日を選んでやっているのですけれども、大体1名とか2名しか出てくださらないのです。これは横浜市さんにも我々の協会からお願いしたのですが、我々専門家が無料で点検しますという取組ではなくて、商店街さんにどういところを見たらいいかというのを説明しながら一緒に見ていただいて、日頃、自分たちでどこを見たらいいか分からないし、ふだん気に留めていないと全然気づかないのですが、説明すると必ず、「言われてみるとそうだね、危ないね」みたいなことをおっしゃっていただけるので、そういうところに気づいていただくためにこういうのをやっています。普段は自分たちで見ていただいて、「あれ？」と思ったときに専門家に声をかけていただいて、修理するなり撤去するなりということに持って行って事故を未然に防ぎたいということでやっているのですが、商店街さんのほうでちょっと趣旨を勘違いされて、「無料で点検してもらえるのなら来て」みたいなところがあって。それで、「事前に講義します、一緒に見て回って、また戻ってまとめをします」と言うと、「勝手に見て報告書だけ出して」みたいなところがあったりします。そうになってしまうとあまり趣旨として、我々協会としても、無料で点検すると同業者の仕事を奪うだけになってしまうので、それはやりたくない。自分たちで日頃、日常点検、簡単な点検はできるように、それによって事故が防げるということでやっているの、これはお願いですが、繰り返しになりますが、その趣旨を商店街さんのほうに伝えていた

きたい。取組としてはものすごくいい取組で、出られた方は必ず、「言われてみると危ないね」みたいなことをおっしゃいます。言われるまで全然気にも留めていなかったと。そういうことを意識することによって危ないものを事前に見つけることができる、そういった意味ですごくいい取組だと思うので、なるべくたくさんの方に参加していただけるようにしていただきたいです。何でそれを言ったかという、今月、神奈川県主催で同様の安全点検まち歩きというのが本厚木でありまして、地元の方が10何名出られていたのです。横浜市は何回もやっているのだからだんだん減ってきてしまうというのものもあるかもしれませんが、別のところでやった際は関心を持ってもらって10名以上参加されているということもあるので、負けないように、たくさん商店街の方に出ていただいて実施できるように、我々も協力しますのでよろしくをお願いします。

(事務局) 石井景観調整課長

ありがとうございます。この取組は神奈川県広告美術協会さんに協力していただいています。本当にありがとうございます。広報の仕方など工夫してやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(小泉会長)

ありがとうございます。木伏委員。

(木伏委員)

横浜市商連から来ておりますので、今の意見を今度の役員会でもちゃんと伝えておきます。よろしくお願いたします。

(小泉会長)

事前にこの件のご報告のお話を聞きましたときに、今回お申込みされた商店会さんが1件だったというようなことも聞いていますので、趣旨とか、よく浸透されて、いろいろな商店会さんに関心を持っていただけるといいなと思いました。あと、今週すごい風が吹いたので、屋外広告物が落ちたり、照明が倒れたり、思いがけない異常なことが起こったりしています。そういう危険意識みたいなものも改めて高まるのではないかと思います。そういうときに、身近でとてもいい試みが続けられていることをよく知っていただけると、参加される方もぐっと増えていくのではないかと思います。どうもありがとうございます。安全点検まち歩きについて、ほかにご発言ございますか。お願いたします。

(中谷委員)

中谷です。安全点検のこの取組は大変いい取組だといつも思っております。これは何件ぐらいの看板を見て、どのぐらいがオーケーで、どのぐらいノーが出ているとか、そういった結果はいかがだったのでしょうか。

(事務局) 石井景観調整課長

毎回報告書を作成しております。今回のところは10数件見たと思いますが、老朽化して朽ちているところが1件ありました。あとは、形状的に昔ながらで少しおかしいような建物が1件ありました。

(中谷委員)

ありがとうございました。

(小泉会長)

ほかはこの件についてご発言ございますでしょうか。

では、次は6番目の横浜サインの取組について、ご発言がありましたらお願いたします。

(高橋副会長)

高橋です。本当に残念でした。サイン展、ちょうど市庁舎に何う隙間の日時で気がつきませんでした。それは置いておいて、2点ご質問です。「屋外広告物を知ろう！」というパネルの中で4つの条件を全て満たすとありましたが、例えばアーケードの下とか大きなひさしの下、つまり中と外の間的な場所がありますよね。これはどのように線引きされるものなのかと。例えばこれはこう、など具体的な形で教えていただけるとうれしいです。これが1点目です。

2点目のご質問は、アートワークについてです。今年も横浜トリエンナーレが開催される予定で、美術館を飛び出して街なかに作品が展示されるというようなことを伺っています。トリエンナーレに限らず、黄金町バザールとかいろいろなアートイベントがあり、そこではある期間、アートワークが街なかに出現して、個人的には非常に楽しく体験しています。アートワークというのは屋外広告物に当たらないと思いますが、定義があれば教えてください。

(事務局) 石井景観調整課長

ありがとうございます。まず、1点目ですが、屋外の定義というのは一つの考えとすると、建築基

準法で屋内扱いしているのか、屋外扱いしているのか、建物を建てたときに床面積に入るか入らないかとか、屋内か屋外かというのを建築基準法の中で一つ線引きしておりますので、それを参考としております。

2点目ですが、今おっしゃっていただいた横浜トリエンナーレなどで設置されるアート作品についてですが、そういったものについてはなかなか取扱いが困難なところもあります。屋外広告物の定義を全て満たしていれば屋外広告物ということにはなるとは思いますが、例えば屋外広告物条例の中でも適用除外規定を設けておまして、ページでいいますと29ページの一番下のところに第12条とあります。これは「許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等」とありまして、これに適合するものにつきましては許可申請が不要です。第12条第2項第3項の「公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しない」ものとか、こういったこともあります。こういったところをうまく考慮しながら、アート作品についても、その物件にもよりますが、なるべくそういった活動を阻害しないようにということ考えております。

(高橋副会長)

ありがとうございました。勉強になりました。

(小泉会長)

ありがとうございます。横浜サイン展について、ほかにご発言がございましたらお願いいたします。

(事務局) 石井景観調整課長

補足としまして、このサイン展につきまして、神奈川県広告美術協会さんに製作や設営で多大なご協力をいただいています。どうもありがとうございます。

(齋藤委員)

こちらこそありがとうございます。私はちょっと仕事がばたばたしてしまって全然関わっていないのですが。

(小泉会長)

委員の皆さんにご案内を失念されていたということで、私も後から伺ったのですが、せっかく分かりやすくイラストレーションとかも交えながら、屋外広告物とは何なのかということから解きほぐした展示で、普及の意味でとても良いものをご用意されたと思いますので、この展示の機会だけでなく、ぜひほかの広報やウェブ展開とか何か活用して、皆さんに見ていただけるようなことがあるといいのかなと思いました。屋外広告物という言葉はもしかしたら一般の方にはあまりポピュラーではなくて、さっき課長さんのお子さんが車内吊りを見てこっちだとおっしゃったとお聞きしたのですが、広告の分類だとアウト・オブ・ホーム・メディアとあって、おうちの外で見るメディアだということ交通広告が入るんですね。ですから、目的とかお立場によっていろいろな分類を使われていると思いますが、特に屋外広告物では、ということで改めてご紹介していくのはすごく意味のあることではないかと、伺っていて思いました。

横浜サイン展の件、ほか何かございますでしょうか。いろいろずっとたどってきましたが、サイン展に限らず、ご報告事項の中でまた何か発言がありましたら、戻っても結構ですのでお願いします。どうぞ、内田委員。

(内田委員)

個人的な興味で恐縮なのですが、今、ドローンで模様を描き出して空に映し出すという、あれは屋外広告物になるのですか。

(事務局) 石井景観調整課長

あれは、屋外広告物の4条件を書かせていただきましたが、それに該当しないため、屋外広告物ではないと理解しています。

(事務局) 榊原地域まちづくり部長

4つのうちの一番上の「常時又は一定の期間継続して」というのが少し微妙なところだと思います。広告効果は非常に高く、昨年もコカ・コーラがクリスマスのドローンショーを実施したことがかなりメディアにも出ました。完全にコカ・コーラのコマーシャルですから、そういう意味では広告ではあるのですが、継続してというところは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、ドローンショーが定着性を有しているかについて解釈が難しく、そこはまだ全国的にも規制の対象にしないかという議論も始まっていないような状況です。ドローンを飛ばすことについては航空法だとかいろいろなものの中で規制されていますので、安全面についてはほかのところ担保できていると考えています。

	<p>(内田委員) 分かりました。ありがとうございます。</p> <p>(小泉会長) いろいろ新しい検討対象で気になるものがありますね。ほかに業務実績のことでご発言はありますでしょうか。では、ほかに質問はないようですので、本件につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>その他 ほかに皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、これで予定されていた議事は全て終了とさせていただきます。皆さん、大変ご熱心なご議論ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。皆さん、大変お疲れさまでした。</p> <p>(事務局) 石井景観調整課長 本当に皆さん、どうもありがとうございました。冒頭でもお知らせさせていただきましたが、本日、皆様にご議論いただいた内容を記録し、その議事録は事務局が作成しまして、委員の皆様にご確認いただいた後、会長に最終的にご確認いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>また、次回の会議です。今年は8月下旬頃に案件が来るのではないかとこの相談を受けていますので、今、内容は言えませんが、8月下旬ぐらいに予定しておりますので、また開催が決まりましたら日程調整させていただきたいと思っております。そのときはどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>閉 会 (事務局) 石井景観調整課長 それでは、本日はこれで全て終了となります。委員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について 【審議事項】</p> <p>(4) 業務実績について 【報告事項】</p>